

家畜伝染病の発生時における
緊急防疫業務の資機材の供給に関する協定書



平成28年11月28日

鹿児島県高圧ガス流通保安協会

鹿児島県



家畜伝染病の発生時における緊急防疫業務の資機材の供給に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、鹿児島県内において家畜伝染病が発生し又は発生するおそれがある場合において、鹿児島県（以下「甲」という。）が実施する緊急防疫業務に関して、鹿児島県高圧ガス流通保安協会（以下「乙」という。）に協力を求めるにあたって必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定の対象となる家畜伝染病は、次に掲げるものとする。

- (1) 牛疫、牛肺疫、口蹄疫、豚コレラ、アフリカ豚コレラ、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ
- (2) その他、甲が経済的被害及び社会的影響を考慮し、緊急防疫業務が必要と認める家畜伝染病

(所用の手続き)

第3条 甲は、緊急防疫業務に必要な資機材を文書（別紙様式1）で乙に連絡するものとする。ただし、文書をもって要請する時間がないときは電話等により要請することができる。この場合、甲は後に前記の文書を速やかに乙に提出しなければならない。

- 2 乙は、前項の要請を受けたときは、乙の会員（以下「丙」という。）を甲にあっせん協力するものとする。
- 3 丙は、甲の依頼に基づき緊急防疫業務に必要な資機材を供給するものとし、緊急業務委託後速やかに売買契約を締結するものとする。

(緊急防疫業務に必要な資機材)

第4条 この協定に基づく緊急防疫業務に必要な資機材は、次のとおりとする。

- (1) 液化炭酸ガスボンベ（炭酸ガス 30kg 充填済みのもの。サイフォン管付ボンベを優先とする。）
- (2) 液化炭酸ガス噴射用機材
- (3) ガスボンベ運搬用台車
- (4) その他甲が必要と認める資機材等

(協力内容)

第5条 甲は乙に対し、次の各号について協力を要請することができる。

- (1) 甲が指定する場所への第4条（1）～（4）の供給
- (2) 緊急防疫業務中における第4条（1）の回収・再充填

(協力の実施)

第6条 乙は、第3条第1項の規定による要請を受けたときは、最優先で甲が必要な資機材を供給・回収するよう努めるものとする。この場合において、乙は、必要に応じ丙の調整を行い、資機材を供給する者の指定について協力するものとし、供給・回収を行う丙を甲に文書（別紙様式2）により報告するものとする。また、完了後は文書（別紙様式3）により報告するものとする。

2 乙から資機材の供給・回収を指示された丙は、指定された資機材を甲に供給・回収するものとする。

3 資機材の供給・回収場所は、原則として甲が指定するものとする。

(返還)

第7条 緊急防疫業務終了後の資機材の返還場所及び返還方法は、甲乙協議のうえ決定するものとし、乙は供給した資機材の種類・数量を確認のうえ引取るものとする。

2 乙は、資機材の返還が終了した後、その結果を速やかに甲に報告するものとする。

(資機材の管理)

第8条 甲は、高圧ガスである液化炭酸ガスボンベの取扱いについて、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）に則るものとする。

2 甲は、適切な管理の下で資機材を取り扱い、緊急防疫業務が終了した場合は、速やかに乙へ返還するものとする。

3 甲は、資機材の回収及び返還に際しては、病原体拡散防止の観点から適切な消毒措置を講じるものとする。

4 乙は、第6条第3項および第7条1項で指定または決定された場所において、資機材を回収するよう、丙に協力を求めるものとする。なお、甲は、丙が効率的に回収できるよう、協力するものとする。

(費用の負担)

第9条 第5条の規定に基づき乙が供給した資機材の供給等（資機材代金、配送、回収、再充填等）にかかる経費（以下「費用」という。）は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、取引時の実勢価格とし、甲は、資機材等を破損又は紛失した場合は、乙と協議のうえ、補修費等を負担するものとする。

(費用の支払い)

第10条 甲は、資機材等の供給内容を確認し、乙からの請求により前条第1

項に規定する費用を速やかに支払うものとする。

(連絡窓口)

第11条 この協定に関する連絡窓口は、鹿児島県農政部畜産課、乙においては鹿児島県高圧ガス流通保安協会事務局とする。

(会員名簿の提供)

第12条 乙は、本協定に係る丙の名簿を文書（別紙様式4）により毎年1回甲に提供するものとし、提供した名簿に変更があった場合は、その都度、甲に報告するものとする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(適用)

第14条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲乙いずれからの書面による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、双方押印のうえ、各自その1通を保持する。

平成28年11月28日

甲 鹿児島県鹿児島市鴨池新町10番1号

鹿児島県知事 三反園 訓



乙 鹿児島県鹿児島市東開町3番42号

鹿児島県高圧ガス流通保安協会
会長 内村 武志



別紙様式1（第3条関係）

畜 第 号
平成 年 月 日

鹿児島県高圧ガス流通保安協会
会長 内村 武志 様

鹿児島県知事 三反園 訓

緊急防疫業務の資機材の供給に関する協力要請書

「家畜伝染病の発生時における緊急防疫業務の資機材の供給に関する協定書」
第3条に基づき、下記のとおり資機材等の供給を要請します。
資機材供給を行う会員を、別紙様式第2号により報告してください。

記

- 1 家畜伝染病の種類
- 2 供給を要請する資機材等の内容
 - (1) 液化炭酸ガスボンベ(サイフォン管付・ガス 30kg 充填済み)
_____本
 - (2) その他
- 3 発生農場所在地
- 4 配送場所(住所・見取り図等)

※ 配送時の注意事項
・経路(他の農場等の近隣を通過しない経路)
・通過する消毒ポイント名
- 5 納品の期日・時間
- 6 担当課・担当者・連絡先

別紙様式 2 (第 6 条関係)

平成 年 月 日

鹿児島県知事 三反園 訓 殿

鹿児島県高圧ガス流通保安協会
会 長 内村 武志

資機材供給報告書

「家畜伝染病の発生時における緊急防疫業務の資機材の供給に関する協定書」
第 6 条に基づき、下記のとおり資機材等の供給会員及び供給数量を報告します。

記

供給 会員	会社名			
	住 所			
	連絡先			
	担当者			
供給 数量	資材(1)	本	本	本
	資材(2)	本	本	本
	資材(3)	台	台	台
	資材(4)			

資材(1) : 液化炭酸ガスボンベ(サイフォン管付・ガス 30kg 充填済み)

資材(2) : その他 ()

別紙様式3（第6条関係）

平成 年 月 日

鹿児島県知事 三反園 訓 殿

鹿児島県高圧ガス流通保安協会
会 長 内村 武志

資機材供給完了報告書

「家畜伝染病の発生時における緊急防疫業務の資機材の供給に関する協定書」
第6条に基づき、下記のとおり資機材等の供給を完了しましたので報告します。

記

供給 会員	会社名			
	住 所			
	連絡先			
	担当者			
供給 数量	資材(1)	本	本	本
	資材(2)	本	本	本
	資材(3)	台	台	台
	資材(4)			

資材(1)：液化炭酸ガスボンベ(サイフォン管付・ガス30kg充填済み)

資材(2)：その他（ ）

鹿児島県高圧ガス流通保安協会
会 長 内村 武志

家畜伝染病発生時の協力体制

会社名	連絡員 (役職・氏名)	昼間連絡先 (TEL・FAX)	夜間連絡先 (TEL)	備考 (E-mail・ 営業時間・ 休日など)

【目的外使用の禁止】

「家畜伝染病の発生時における緊急防疫業務の資機材の供給に関する協定書」
に記載する活動以外に利用しないこと。